

お知らせ

Information

就学困難な児童・生徒への援助制度

子どもを小・中学校へ就学させるのに経済的理由でお困りの保護者に対し、学用品費や学校給食費など就学援助を行っています。

■対象者 阿久比町在住で「要保護」「準要保護」に該当する保護者

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 「要保護」は生活保護世帯の方 | ▽児童扶養手当が支給された方 |
| 「準要保護」は次のいずれかに該当する方 | ▽生活福祉資金の貸し付けを受けた方 |
| ▽生活保護が停止または廃止された方 | ▽失業対策事業適格者手帳を持っている方またはハローワーク登録日雇い労働者 |
| ▽町民税が非課税または減免された方 | ▽そのほか経済的な理由でお困りの方で教育委員会が認めた方 |
| ▽個人事業税または固定資産税が減免された方 | |
| ▽国民健康保険税が減免された方 | |
| ▽国民年金保険料が免除された方 | |

就学援助の内容

項目	援助対象	支給内容
学用品費	準要保護に該当する方	学用品費、通学用品費
新入学児童・生徒学用品費（新入学祝金）	小学1年生の児童または中学1年生の生徒がいる準要保護に該当する方	小・中学校に入学する者が通常必要とする学用品、通学用品の購入費
修学旅行費	小学6年生の児童または中学3年生の生徒がいる要保護・準要保護に該当する方	児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代など
学校給食費	準要保護に該当する方	保護者が学校に払う給食費の全額
医療費	準要保護に該当する方	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病（学校病）における自己負担額
校外活動費	小学5年生の児童または中学2年生の生徒がいる準要保護に該当する方	校外活動費（宿泊を伴うもの）、キャンプなどに参加するため直接必要な費用

■申請・問い合わせ先 学校教育課 ☎(48)1111（内205） または 児童・生徒が通学する学校

第4回子ども用品リユース市を開催

子どもの成長に伴い使わなくなった衣類やおもちゃなどの子ども用品を無料で配布する「リユース市」を開催します。

■日時 3月20日（金）午前11時～正午

■場所 勤労福祉センター（エスペランス丸山）

※ 大型用品の抽選は、午前11時30分から行います。

※ 持ち帰りできる用品は、おひとり様5点までとします。ルールを守れない方は入場をお断りすることがあります。

用品提供のお願い

リユース市に提供いただく子ども用品は、開催当日に会場でもお預かりします。（次回提供）

次の場所にリユースボックスを置き、随時回収していますので、ご協力ください。

▽役場、オアシスセンター（保健センター）、子育て支援センター“あぐびっぴ”、卯ノ山児童館、町内各保育園、ほくぶ幼稚園

第42回「人権を理解する作品コンクール」入賞者の作品展

町内の小中学生から募集した「人権を理解する作品コンクール」で、入賞したポスター、習字、標語の各作品を展示します。

■展示期間 3月2日（月）～13日（金）

■場所 中央公民館ロビー

■問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111（内306）

昨年の展示



カラスの巣作りによる停電防止にご協力を



例年2月中旬～6月上旬の間、カラスの巣作りが活発になります。電柱や鉄塔にカラスの巣を発見した場合は、お近くの中部電力までご連絡ください。

カラスの巣には、金属製ハンガーや針金などの電気を通す材料が使われています。これらが電線に接触すると、停電が発生することがあります。ハンガーなどを屋外に放置しないようにご協力をお願いします。

■連絡・問い合わせ先 中部電力半田営業所 ☎0120(985)740